

「研究論文」

長崎県のスクールカウンセラーの現状と課題に関する考察(1)

内野成美（長崎大学大学院教育学研究科）

1. はじめに

現在のスクールカウンセラー等活用事業が「スクールカウンセラー活用調査委託研究事業」として学校に導入されたのは1995年のことであった。1980年代後半から90年代にかけて学校現場で増え続けていた深刻な不登校等の問題に対応するにあたり、当時の文部省（現在の文部科学省）が外部の専門家として臨床心理士等の心理臨床の専門家を活用する試みが行われた。それは2年という期限付きでスタートしたが、その期間を終えた後も形を変えながら現在に至るまで続いている。

スクールカウンセラー活用調査委託研究事業は、それまで学校現場に教職員以外の専門家が派遣されることがなかったため、当時の教育の現場では1853年の日本開国のきっかけとなった出来事をもじって「黒船の来航」等の表現もなされたようである（村山，2004）。もちろん、それまでにも児童生徒に対するカウンセリング的視点は重要視されており、スクールカウンセラー活用調査委託研究事業が始まる10年前にはすでに「カウンセリング・マインド」という和製英語が教育現場の中ではかなり広まっていた。しかし、それはあくまでも教師が児童生徒に関わる際に必要とされる視点や接し方を示したものであった。そのような時代に、週1回ないしは2回とはいえ、教師以外の専門家が定期的に学校現場に派遣され、児童生徒の問題行動等への対応の一助となるということは大きな出来事であったといえよう。

本研究では、スクールカウンセラー活用調査委託研究事業が始められて25年が経過しようとしている現在、改めてスクールカウンセラーの活動の現状と課題についての検討を行い、今後、長崎県においてスクールカウンセラーがよりよく活用されていくための留意点や課題についてまとめることとする。特に本稿においては、これまでのスクールカウンセラー活用事業について概観する。

2. 活用調査委託研究事業からスクールカウンセラー等活用事業へ

公立学校でのスクールカウンセラーの活用は、1995年4月から始められた。「スクールカウンセラー活用調査委託研究事業」として、まず2年間の期限付きで始められたのである。当時のスクールカウンセラー（以下「SC」とする）は、文部省から提示された「スクールカウンセラー活用調査研究事業要綱」に基づき、各都道府県教育委員会が事業の目的と要旨をまとめ派遣校（後の配置校）を決定した。SCは、週8時間×35週の非常勤体制で、基本的には週2回4時間ずつの勤務であった。この調査委託研究事業は後に2000年度まで延長され、2001年4

月からは補助事業化され、現在もその形が継続している。しかし、補助事業となった場合、各都道府県の財源に左右されるため、文部科学省が公立小中学校全校配置を目標としていた 2018 年度（当初の目標であった 2019 年度から修正）であっても、学校保健統計調査（2020 年 3 月公表）によると、公立中学校の配置率は 84%～100%、公立小学校の配置率は 25.5%～100%と都道府県によって大きな差が見られた。また、配置形態も調査研究委託事業の頃と変わり、週 4 時間×35 週が基準となり、各都道府県によるそれぞれの実態に合わせたより良い配置努力が求められるようになった。

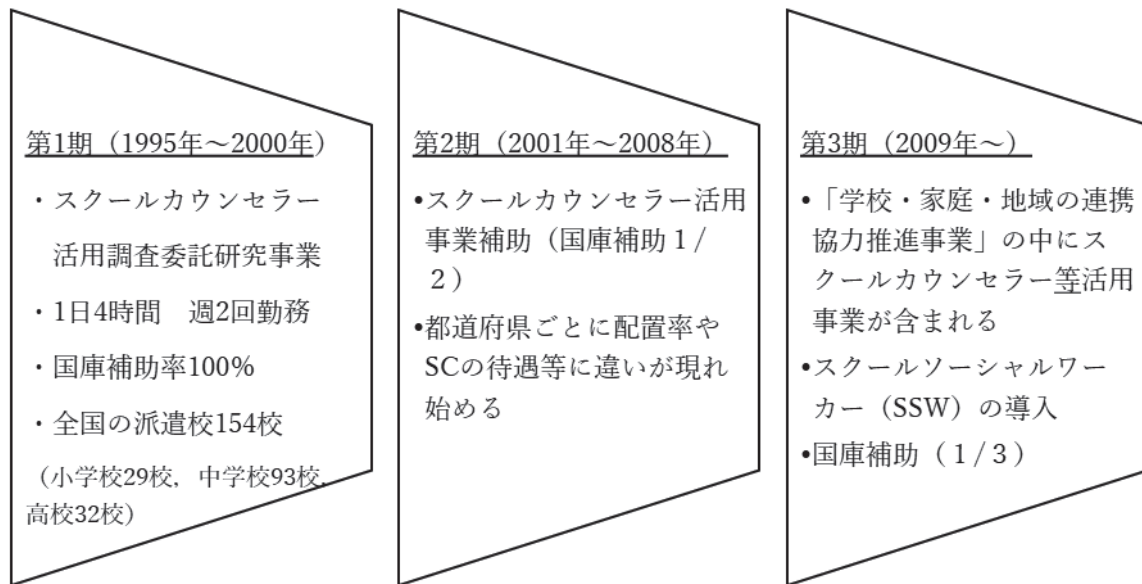


図 1 スクールカウンセラー派遣（配置）事業の変遷（村山，2010 を参考に）

村山（2010）は、それまでの SC 事業についてまとめ、1995 年の SC 派遣事業が始まった年からそれを 3 つの時期に分けている。特に、第 3 期については、2008 年度から始められたスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする）事業について触れ、臨床心理士を中心とする SC だけが「外部性と専門性を独占しているわけではなくなった」として、「異業種間のコラボレーション時代が到来した」と指摘している。そうであるのならば、SC の正資格者の選考基準として公認心理師が加えられた現在は第 4 期といえるのかもしれない。公認心理師は心理職の国家資格であり、2018 年 9 月に第 1 回の試験が実施された。臨床心理士と様々な点で共通点はあるものの同じ資格ではない。公認心理師は医師や看護師と同様に国家資格であり、臨床心理士は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定資格である。臨床心理士には 5 年ごとの資格更新制度があり、資格を更新するためには一定の研修を受けなければならない。しかし、公認心理師には現在のところそのような制度はない。また、受験資格を得るための条件も異なる。そのため、今後は公認心理師であり臨床心理士である SC、臨床心理士のみを有する SC、公認心理師のみを有する SC などが学校に配置される可能性がある。

る。これは、学校も SC となる側も留意しておかなければいけないポイントであると考えられる。

SC の活用調査委託研究事業の後、文部科学省がまとめた成果と課題として、まず成果としては「家庭や関係機関との連携のもと、学校全体で生徒指導にあたることができるようになった」「児童生徒と接する際の意識が変わった」「児童生徒に対して適切な対応を取ることができるようになった」等の意見が学校側から、そして児童生徒や保護者からは「成績などの評価を行わない第三者的存在であることから気兼ねなく相談できた」などの外部性と専門性についての評価が挙げられていた。また、課題としては「カウンセリングに対する啓発活動が不足した」「勤務日数が限られていることから、問題行動等への即時対応等の柔軟性が不足していた」「守秘義務と連携に関する難しさがあった」等、ここでもまた外部性と専門性に対するものが挙げられていた。その成果を活かしつつ課題に取り組むために、日本臨床心理士会では学校臨床心理士全国研修会が毎年開催され、それぞれの都道府県臨床心理士会でも様々な研修が行われている。

しかし、SC 配置校数が増え続けている現在、その増加に伴い初めて SC を受け入れる学校も初めて SC として勤務する者も増えている。そのような中で、これまで培ってきた SC の経験や教訓を活かしていくために、これまでの活動を精査し、今後の活動のために必要な方法とその実現可能性を吟味し、実践していくことが重要であろうと考える。

表 1 は、活用調査委託研究事業時と現在の SC 選考基準と職務内容をまとめたものである。

表 1 スクールカウンセラーの選考基準及び職務内容について

	1995 年（活用調査時）	2019 年
SC の選考基準	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士 ・精神科医 ・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師 ・公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士 ・精神科医 ・児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者 ・都道府県又は指定都市が上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

		<p>(準ずる者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 ・医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 ・都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
SC の職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のカウンセリング ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒へのカウンセリング ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ・教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修 ・児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムの実施 ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの
SC の勤務時間	週 2 回 4 時間×35 週	各都道府県及び都市によって異なる

表 1 に示す通り、現在は選考基準の中に公認心理師が含まれている。また、2002 年度漢は SC に準ずる者として準資格者の選考も行われている。これは、主に配置校の増加に伴い正資格者のみでの対応が難しい地方都市での措置として考えられたものである。実際に、埼玉、東京、大阪、京都、兵庫などの主要な都府県では正資格者のみが配置されていた（文科省，2019）。長崎県では正資格者が 80%であったが、都道府県によっては正資格者が 60%に満たないケースも見られた（文科省，2019）。

3. 長崎県におけるスクールカウンセラー

1995年に「スクールカウンセラー活用調査委託研究事業」が始められ、全国154校にSCが派遣された際、長崎県では小学校1校と中学校2校、合わせて3校に派遣された。それから24年経った2019年度には小学校131校、中学校134校、高等学校23校、特別支援学校2校の計290校に配置されている。配置校の推移をみると、図2の通りで、年々増加している様子が示されている。特に、2006年度と2017年度はそれぞれ中学校、小学校が大きく増加していることがわかる。

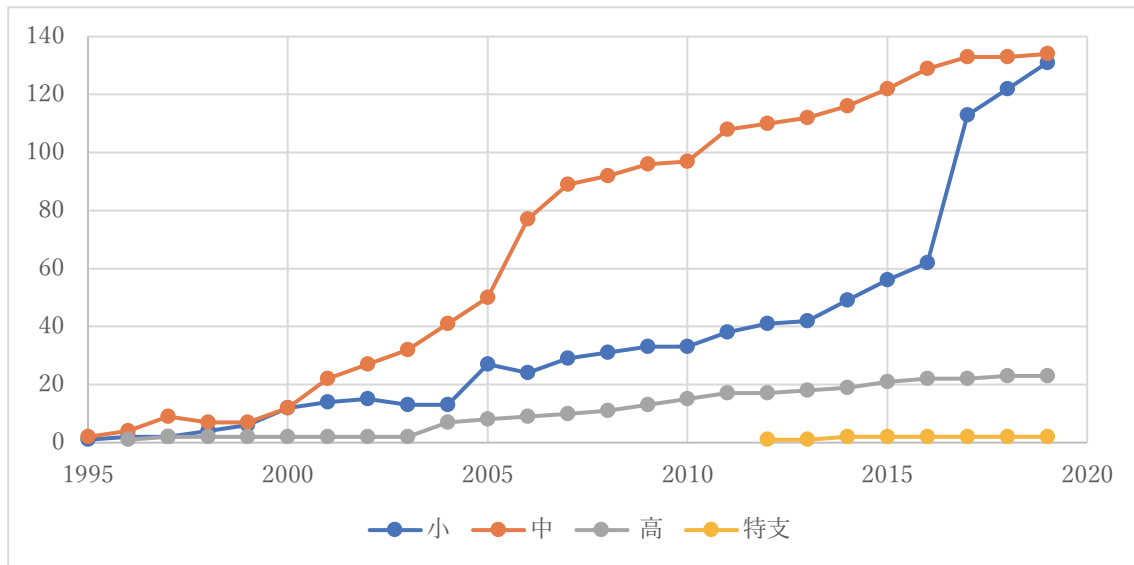
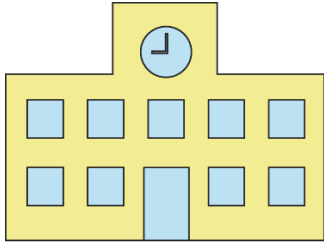


図2 長崎県での公立学校スクールカウンセラー配置校数

中学校への配置が増加した2006年度は、深刻ないじめ事案が続く中で、文科省によるいじめの定義の見直しと、それに伴いいじめに関する調査が発生件数から認知件数へと変更された時期であった。

小学校への配置が増加した2017年度は、全国的に小学生による暴力行為が増え続ける中で、長崎県においてSC配置に関して大きな変更がなされた年度であった。SCの配置方式は大きく分けると以下の3つの方式に分けられる(図3)。長崎県では、それまで単独校方式を多く取り入れていたのであるが、2017年度からは拠点校・対象校方式が多く取り入れられるようになった。



単独校方式

スクールカウンセラー等が、配置された学校のみを担当する。必要に応じて、学校間の調整のもと、地域の小学校等に出向き、相談活動を行う場合もある。

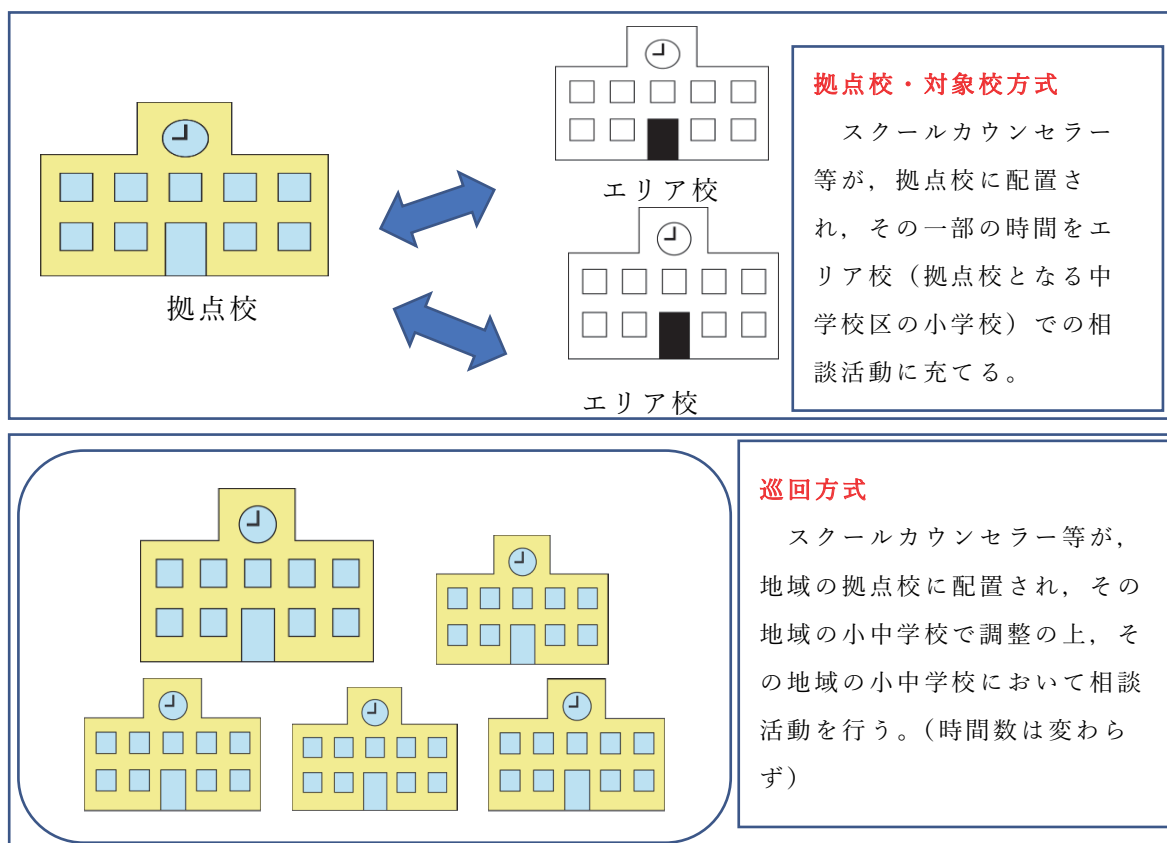


図3 スクールカウンセラーの配置方式

拠点校・対象校方式を取り入れることにより、従来に比べ多くの学校への配置が可能となる。しかし、単独校方式より時間数が増えるわけではないため、対象校への勤務日・勤務時間をどのようにするかは各校であらかじめ十分に話し合っておく必要がある。効果的に活用を行うための理解が重要であり、そのため長崎県教育委員会では年度早期に各市町教育委員会等の担当者が集まり「SC・SSW 配置校コーディネーター研修会」を実施されている。

表2 スクールカウンセラーの配置率の全国平均と長崎県の比較

区分	小学校				中学校				高等学校			
	有			無	有			無	有			無
	定期配置		不定期配置		定期配置		不定期配置		定期配置		不定期配置	
	週4時間以上	週4時間未満			週4時間以上	週4時間未満			週4時間以上	週4時間未満		
全国	22.7	31.5	30.5	15.3	66.7	21.4	9.6	2.4	43.6	28.6	19.1	8.7
長崎	6.80	18.5	7.40	67.3	89.50	1.8	—	8.6	71.6	10.8	13.7	3.8

(学校保健統計調査 2020 より)

次に、表2は2020年3月に発表された学校保健統計調査の資料によるものである。SCの配置率をまとめたもので、各都道府県の配置率が示されている。

全国平均と長崎県の配置率を比べると、小学校での配置率は全国平均に比べかなり低いことが分かる。また未配置校が67.3%であり、拠点校・対象校方式を取り入れてもなお小学校では配置が十分になされていないことが示されている。中

学校への配置率は週 4 時間以上が 89.5%と文部科学省の目標値である配置率 100%には届かないものの全国平均の 66.7%よりは高く、かなり高い数値となっていることが分かる。高校の配置率も高い。

このように長崎県では小学校への配置率は現状として低いものの、中学校・高校への配置率はかなり努力されていることが伺える。しかし、これらの配置率については、例えば、児童数が 10 人に満たない小学校は 10 を超え、中学校も 5 校あるというように、多くの離島やへき地を抱える長崎県の実情と照らし合わせながら検証する必要があると思われる。

なお、長崎県の配置時間数の平均は、単独校あるいは拠点校の中学校・高等学校が週 6 時間の 35 週であり、小学校・特別支援学校は週 3 時間の 35 週となっている。また、定時制・通信制をもつ県立高等学校と中高一貫校、スーパーバイザー配置校は週 8 時間の 35 週となっている。SC 等の活用事業は補助事業であるため、配置校を増やすということと予算が増えるということとは一致せず、配置校を増やそうとすればその分どこかに負担が強いられることも予想される。そうした中で、SC がよりよく活用されるために、どのような点に留意していけばよいのであろうか。

4. スクールカウンセラーの活用上の留意点

文部科学省による教育相談に関する調査研究協力者会議は 2017 年 1 月に「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」をまとめた。SC に関する方針が今後大きく転換しない限り、SC の拡充は続く方向にあると思われる。堀尾（2008）はスクールカウンセラーが学校で活用されるための 8 つの条件を挙げている。田中・内野（2010）は、教師と SC による協働促進要因を探った。その結果、教師と SC 双方に促進要因があることを見出すとともに、「教員—SC 間のコミュニケーション」と「相互信頼感」の重要性を指摘した。また、筆者が企画している定期的な SC 研修会において SC が効果的に機能している学校の SC や教師等との会話や相談室環境についての検討を行ったところ、いくつかの共通点が見いだされた。その内容は長崎県教育委員会作成の SC 活用の指針にも活かされており、留意点は以下の 12 点である。

- ・校内で SC コーディネーターを選出する
- ・SC の勤務内容および日程を決める
- ・学校課題と SC の役割について共通理解を測る
- ・SC を全職員に周知する（SC の机や椅子を職員室にも用意する等）
- ・SC を校内組織・分掌に位置づける（教育相談部会、生徒指導部会等の一員として位置づける）
- ・相談環境を整備する（ソファやテーブルなど相談しやすい環境の整備）
- ・児童生徒、保護者への周知を図る
- ・各学校の相談システムに沿ってカウンセリングを実施する

- ・教育相談に係る児童生徒の情報について SC と教職員との共有及び共通理解を図る
- ・SC と教職員との円滑な人間関係作りを進める
- ・SC と児童生徒、保護者との交流の場を設ける
- ・スクールソーシャルワーカーや関係機関との情報交換・連携を行う

5. 今後の課題

本稿では、これまでの長崎県における SC 活用事業について概観した。本研究は、改めて SC の活動の現状と課題について検討し、今後、長崎県において SC がよりよく活用されていくための留意点や課題についてまとめることを目的としている。そしてまず、現在できている点を踏まえつつ、より機能的に活動できるようにさらなる検討を行う。

引用・参考文献

- ・堀尾良弘 (2008). 生徒指導・教育相談の理論と事例分析 学校におけるスクールカウンセラーの活用とその展望 ナカニシヤ出版
- ・文部科学省 (2007). 児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり— (報告) 教育相談等に関する調査研究協力者会議
- ・文部科学省 (2017). 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～ (報告) 教育相談等に関する調査研究協力者会議
- ・文部科学省 (2019). 平成 30 年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集
- ・文部科学省 (2020). 学校保健統計調査 令和元年度 都道府県表
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm
(2020.3.26)
- ・村山正治 (2001). 新しいスクールカウンセラー制度の動向と課題 臨床心理学,1,137-141
- ・村山正治 (2004). 学校臨床活動の多様性 教育と医学,52, 4-12.
- ・村山正治 (2010). スクールカウンセラー事業の実態と課題—データとともに見る,教育と医学,58,430-437
- ・長崎県教育委員会 (2019). スクールカウンセラー活用の指針, 4-9
- ・田中勝則・内野成美 (2010). 教員とスクールカウンセラーの協働促進要因についての教育心理学的研究 長崎大学教育学部教育実践総合センター紀要,9,33-41
- ・吉澤佳代子・古橋啓介 (2009). 中学校におけるスクールカウンセラーの活動に対する教師の評価 福岡県立大学人間社会学部,17-47-65